

平成31年12月10日

建設業者の皆様へ

藤井寺市総務部契約検査課長

建設工事における社会保険等未加入対策の実施について

国においては、従前から建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保し、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築する観点から社会保険未加入業者の排除に取り組んでいます。

本市においても、この主旨を踏まえ、平成29・30年度競争入札参加資格審査申請より建設工事請負の申請事業者に対し、社会保険等への加入を必須要件としています。（ただし、法令で適用が除外されている場合は除きます。）

つきましては、現在、社会保険等が未加入の事業者におかれましては、下記のことにご留意いただき、社会保険等加入手続きの上、藤井寺市建設工事請負競争入札参加資格審査申請を行っていただきますようお願いします。

記

藤井寺市建設工事請負競争入札参加資格審査申請の登録については、次に掲げる保険に事業主として、すべて加入していること。（ただし、法令で適用が除外されている場合を除く。）を資格要件とし、当該要件を満たしていないものからの申請は受けません。

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
- ② 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

※1 社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の写しの記載項目により確認します。

※2 経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄に1つでも「無」がある場合は、資格要件を満たさないこととなりますので、社会保険等の加入手続きを行ってください。（3つの欄全てが「有」又は「除外」の場合は加入業者とみなします。）